

諮問第182号の答申 作物統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第182号による作物統計調査の変更（令和6年産以降に係る調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和5年12月1日付け5統計第708号により農林水産大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「作物統計調査」（基幹統計調査）の変更を承認して差し支えない。

(2) 理由等

ア 水稻に関する調査の変更

(ア) 実測調査を行う箇所数の削減

a 本申請では、水稻の作況調査として実測調査^(注1)を行う箇所（作況標本筆）の数を、全国で約10,000筆（平成9年産の調査時に設定）から約8,000筆に削減する計画である。

b 作況標本筆の筆数については、従前から、全国の収穫量（10アール当たりの収穫量（単収）と全国の作付面積の積により算定）の誤差が3万トン以内になるように設定されているが、全国の収穫量を算定する際の要素の一つである全国の作付面積は、長期的に減少している（平成9年：194.4万ha⇒令和4年：135.5万ha）。

本申請は、このように、実測調査の対象となり得る、いわば「母集団」が縮小していることを踏まえ、作況標本筆の筆数を削減しようとするものである。

c これについては、

i) 現行の筆数を削減することで、単収の精度は若干下がると考えられるものの、作付面積の減少により、最も重視される全国の収穫量に係る誤差は3万トン以内に維持できること

ii) 都道府県単位の単収についても、引き続き一定の精度（1.1～2.3%（変更前は1.0～2.0%））が確保されること

iii) 筆数の削減により、実測調査を行う地方農政局等の職員及び統計調査員の事務負担の軽減にも資するものであること

から、適当である。

d なお、農林水産省は、現在の作付面積を前提とする計算では、全国の筆数を約7,000筆まで減らすことも可能としているが、本調査結果は、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」^(注2)（以下「米穀基本指針」という。）として示される米の需給見通しの算定に直接用いられているなど、施策上重要な指標であることから、約8,000筆による調査を数年間行い、利活用上の支障を確認の上、将来的には、令和8年産の調査を目途に約

7,000筆にすることを検討している。統計委員会としては、この変更を行う際には、その適否について、改めて確認することとしたい。

(注1)「実測調査」とは、地方農政局等[※]の職員又は統計調査員が、作況標本筆に出向いて水稻の生育状況の確認や実った水稻の刈取り等により情報を収集する方式の調査。

※「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センターをいう。

(注2) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）（抄）

第四条 農林水産大臣は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、政令で定めるところにより、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針を定めるものとする。

2～7（略）

(イ) 報告を求める事項（調査事項）の変更

a 地方農政局等の職員及び統計調査員が、実測調査の過程で用いる調査票（別記様式第13号（以下「13号様式」という。））は、水稻の単収等を計算するに当たり参考になると考えられる情報を含め、幅広く記録する形で設計されているが、本申請では、別添に掲げる調査事項の整理・削減を行い、13号様式を見直す計画である。

b これについては、水稻の単収算定上の必須事項又は影響の大きな事項について把握する一方で、行政記録情報等の活用により、実測調査で直接把握する必要性が低下した事項について削減等しようとするものであり、結果精度を維持しつつ、実測調査に伴う事務負担の軽減に資するものであることから、適当である。

なお、農林水産省は、13号様式の調査事項の変更に伴う集計事項の変更や代替的情報源等について、本調査の利用者に対して適切な情報提供を行う必要があることを指摘する。

(ウ) 作況調査の公表の集約

a 水稻の作況調査については、米が我が国における主食の一角を占める重要作物であることから、最終的な収穫量の公表に先立ち、全国における実測調査の進捗の過程で、当年に予想される収穫量が段階的（9月25日現在、10月25日現在）に公表されているが、西南暖地の早期栽培等^(注3)に限っては、8月前半に刈取りが行われる地域もあることから、8月15日現在の予想収穫量についても公表されている。

しかし、本申請では、西南暖地の早期栽培等についても、全国の他の地域と同様、9月25日時点以降の公表に集約する計画である。

(注3)「西南暖地の早期栽培等」は、徳島、高知、宮崎及び鹿児島県の早期栽培並びに沖縄の第一期稲を指す。

b これについては、

i) 8月15日時点では、まだ、刈取りが一部地域に限られる中での予想値であり、9月25日時点以降、全国一律に、より確度の高い予想値が公表される状況にあつて、8月15日時点の値でなければ利活用を支障が生じるといふ状況ではないこと

ii) 一方で、8月15日時点の集計・公表を行うための作業についても、事務負担が小さくなく、公表の集約により、事務負担の軽減にも資するものであることから、適当である。

(エ) 公表時期の変更

- a 本申請では、水稻の作付面積調査及び予想収穫量調査の公表時期（以下「本件公表時期」という。）について、表1のとおり、変更する計画である。

表1 公表時期の変更内容と近年の公表実績

調査・公表の区分		現行計画	(参考) 公表実績		変更案
			令和4年	令和5年	
作付面積調査	総数	10月上旬	10月14日	10月13日	10月中旬
	子実用 ^(注4)	11月上旬	11月9日	11月10日	11月中旬
予想収穫量調査	9月25日現在	10月上旬	10月14日	10月13日	10月中旬
	10月25日現在	11月上旬	11月9日	11月10日	11月中旬

(注4) 子実用とは、飼料用などを除いたもの（主に食用となるもの）

- b 本件公表時期については、従前から、農林水産省の「食料・農業・農村政策審議会」（以下「食糧部会」という。）における米穀基本指針の策定に間に合うよう設定されており、令和3年には、米穀基本指針の策定期の前倒しに伴い、現行計画の時期に改めた経緯がある（統計委員会の答申は、令和3年3月24日）。

しかし、

- i) その後の実績として、食糧部会が10月下旬に掛かり得る時期（令和4年は10月20日、5年は10月19日）に開催されており、これに対して、数値の精査を行った調査結果を公表するため、本件公表時期の実績が10月中旬になっていること（表1の「(参考) 公表実績」の作付面積調査（総数）及び予想収穫量調査（9月25日現在）欄を参照）、
- ii) また、10月の米穀基本指針策定後に大きな作柄変動がなかったことから、11月に、重ねて食糧部会を開催した上で米穀基本指針が改定されることはなかったが、表1の「(参考) 公表実績」の作付面積調査（子実用）及び予想収穫量調査（10月25日現在）欄に記載のとおり、本件公表時期が11月中旬に掛る時期に行われており、今後、曜日の関係によっては、11月中旬の範囲になる可能性もあることから、実態に合わせて調査計画を改めるものであり、最も重要視される利活用に支障が生じていない現状も踏まえ、適当である。

イ 水稻以外の作物に係る調査の変更

○ 調査方法の変更

- a 本申請では、表2のとおり、水稻以外の作物に係る収穫量調査のうち、農業経営体に対する調査に、オンライン回答を導入する計画である。

表2 調査方法の見直し

報告者	現行	変更案
関係団体等	郵送、オンライン（e-survey、メール）	郵送、 <u>オンライン</u> （e-survey、メール）
農業経営体	郵送	

- b 水稻以外の作物に係る収穫量調査については、農業協同組合や出荷団体等の関係団体等と、農業経営体の双方に対して調査が行われており、現在は、前者について、郵送・

オンライン調査（e-survey及び電子メール）で行われている一方、後者については、郵送のみで行われている。

そこで、本申請により、農業経営体についても、回答方法の選択肢を増やすことで、回収率の向上及び報告者の負担軽減を図ろうとするものであり、公的統計の整備に関する基本的な計画（令和5年3月28日閣議決定）において、オンライン回答の更なる推進が示されていること^(注5)に沿った対応でもあることから、適当である。

(注5) 公的統計の整備に関する基本的な計画（令和5年3月28日閣議決定）（抄）

<別表 今後5年間に講ずる具体的施策>

項目	No.	具体的な措置、方策等	実施時期
(5) 農林水産統計のデジタル技術等による改善及びEBPM推進	54	○ 農林水産統計においてオンライン回答を促す手法の効果検証を行い、回答数に占めるオンラインによる回答数の割合の向上に向けた取組を推進する	令和5年度(2023年度)から実施する

ウ その他の変更

(ア) 公表方法の変更

- a 本申請では、調査結果の公表に当たり、印刷物（報告書）の作成を取りやめる計画である。
- b これについては、インターネットによるデータ提供により、迅速かつ加工が容易なデータ提供がなされている現状を踏まえ、印刷物を作成するための事務負担を軽減し、限られたリソースの有効活用を図ろうとするものであることから、適当である。

(イ) 調査の実態を踏まえた調査計画の記載の追加

① 調査の実施時期についての注記の追加

- a 本申請では、実測調査により行う耕地面積調査並びに水稻の作付面積調査及び予想収穫量調査の実施時期について、表3のとおり、調査計画に注書として補足説明を追加する計画である。

表3 調査の実施時期の記載追加

調査区分	調査計画上の実施時期	今回の変更により調査計画に追記する注書
耕地面積調査 作付面積調査 (水稻)	7月上旬～7月下旬	7月中に調査を行うことを原則としつつ、地方農政局等の職員又は統計調査員が現地に赴いて実測調査として行う性格上、梅雨や高温などの天候状況を考慮し、必要に応じて6月から実測調査を行う場合がある。 これにより、調査の基準となる7月15日までに実測調査を終えた地域にあっては、状況に大きな変動が見られなければ、当該調査結果を7月15日時点の結果として扱う。
予想収穫量調査 (水稻)	(9月25日現在調査) 9月中旬～9月下旬 (10月25日現在調査) 10月中旬～10月下旬	水稻の生育状況に合わせて適期に調査を実施する必要があるが、実測調査の適期が調査の実施期間前である場合は、当該期間以前に調査を行う場合がある。 また、実測調査により得られた情報は、順次蓄積し、予想収穫量調査(9月25日現在、10月25日現在)、収穫量調査の集計の際に継続して使用する。

- b これについては、実測調査が、現地に出向いて情報収集する方法により行われるものであり、調査計画に記載した時期に行うことを原則としつつも、天候や水稻の生育状況

によっては、調査計画に定めた時期よりも前に調査を行う場合があることを、調査計画
上明確にしようとするものであることから、適当である。

② 審査・集計過程における行政記録情報等の活用について記載追加

- a 本申請では、従前から、作付面積調査や収穫量調査の審査や集計過程において行政記
録情報等が活用されていることを踏まえ、表 4 のとおり、その旨を調査計画に追記する
とともに、活用している具体的な行政記録情報等のリストについては、調査計画の参考
資料として追加する計画である。

表 4 行政記録情報等の活用に係る調査計画の記載

現行	変更案
<p>8 集計事項 前記 5 (1) に掲げる事項について、前記 6 により得られた結果を地方農政局等の職員又は統計調査員による巡回・見積りによって補完の上、都道府県別に集計する。 詳細については、別添 4 を参照。</p>	<p>8 集計事項 前記 5 (1) に掲げる事項について、都道府県別に集計する。 詳細については、別添 4 を参照。 なお、集計に当たっては、前記 6 により得られた結果について地方農政局等の職員又は統計調査員による巡回・見積りによって補完するほか、<u>行政記録情報等から得られる情報を活用する。</u></p>

- b これについては、
- i) 公的統計の作成に当たり有用な情報とされている行政記録情報等の活用について、調査計画に明確にするものであること、
 - ii) 具体的に活用する行政記録情報等については、そのときの状況によって、使用する情報や活用の範囲等も含めて変動し得るものであり、調査計画に直接記載した場合、その変動の都度、変更申請手続が必要となることから、一律に記載するにはなじまないものの、参考資料とすることで、情報の明確化が確保されることから、適当である。

2 過去の答申（平成28年11月18日付け統計委第8号）における「今後の課題」への対応状況

本委員会は、平成28年、作物統計調査（諮問第93号）の答申において、以下の指摘を行った。

平成28年の変更申請により、水稻以外の多くの作物について、全国調査の実施間隔が拡大され、結果として主産県調査の頻度が増加することとなったが、主産県調査の実施年については、主産県調査の結果を延長して、全国結果を推計する必要がある。

主産県調査の結果の延長方法として、現在は、「主産県調査から得られる最新の増減率を用いる推計方法」(①) が用いられているが、この場合、主産県の増減率を、非主産県に当てはめることになる。

そこで、「直近 2 回の全国調査から得られる非主産県自身の増減率を用いる推計方法」(②) を用いることも考えられるところであり、全国調査の時期が到来する作物から順に、①と②の比較検証を行い、現行の推計方法に支障がないことを確認する必要がある。

これについて、農林水産省は、全国調査が行われる作物から、順次①と②の比較検証を行った結果、二つの推計方法に著しい差が見られず、最新の増減率が利用できるという優位性 (②

については、全国調査の実施周期が最大6年であることから、最大で5年前と11年前のデータによる比率を使う必要が生じる。) から、①の方法を引き続き用いることとしており、適切な判断と考える。

13号様式における調査事項の変更

No.	調査事項	変更内容	変更理由
1	水田における各種作業時期 (播種期、田植期、出穂期、刈取り期)	削除	《行政記録情報等の活用》 ・従前、水田の耕作者から聞き取りなどにより把握していたが、都道府県等の関係機関においても把握しており、その利用により、調査対象者の負担軽減及び調査の効率化が図れるため
2	水稲における普通作区分、機械植え、肥培管理の良否、水管理や肥料投入の状況等	削除	《把握の必要性の低下》 ・従前、10a 当たり予想収量を検証する際の情報として利用していたが、前回の変更（統計委員会の答申は、令和3年3月24日）において、9月調査について、調査期日を15日現在から25日現在に変更したことで、より最新かつ多くの刈取り結果の利用が可能となり（全国の刈取り済面積割合は、9月15日現在においては3割程度であるのに対し、9月25日現在では約5割程度）、これらの情報を利用しなくても、確度の高い予測が行えるようになったため
3	調査する「けい」（畦 [※] ）の選定 (※) 圃場において、植えられた水稲の株（苗）の列のこと	記入欄の修正	《記入欄の明確化》 ・従前の記入欄では、実際に調査した「けい」（※）が当該圃場のどの「けい」であったのか分かりにくく、具体的に記入できるようにするため
4	調査圃場の状況	記入欄の拡大	《記入欄の拡大》 ・従前、調査箇所の略図の記入欄が狭かったところ、略図を十分に書き込めるようにするため
5	水稲の丈の長さ、茎の数	削除	《既に用いられていない事項》 ・従前、「生育の良否」の公表に活用していたが、令和2年産の調査から、実測調査によらず、予測式を利用した手法に順次移行したことで、現在は、活用していない調査事項であるため
6	未調製の生もみの重さ ^(※) (※) 圃場で刈り取って脱穀したばかりの生もみの重さ	削除	《把握の必要性の低下》 ・No.2に同じ
7	水稲の刈取時の倒伏程度	把握内容の簡素化	《把握の必要性の低下》 ・従前は詳細な5段階の倒伏度合いを把握していたが、No.2と同じ理由で確度の高い予測が行えるようになり、3段階の倒伏度合いに集約しても差支えないため
8	稔実歩合調査	削除	《把握の必要性の低下》 ・No.2に同じ
9	被害調査	削除	《把握の必要性の低下》 ・No.2に同じ また、被害の発生時期等に関する情報は、都道府県等の関係機関においても把握しており、その利用により、調査対象者の負担軽減及び調査の効率化が図れるため